

がんに関する普及啓発懇談会開催要綱

1 趣旨

平成19年6月に閣議決定がん対策推進基本計画において、「がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施」が基本方針の一つとして掲げられているため、今後のがん対策を進めるにあたって、がん及びがん医療に関する正しい理解の促進を図ることは、各施策に共通する重要かつ必要不可欠な視点である。

さらに、厚生労働大臣を本部長とするがん対策推進本部において「今後の厚生労働省のがん対策の取り組み」が示された。この取り組みの一つとして、がん検診受診率50%に向けた施策を平成21年度から本格的に展開し、がんの早期発見を一層推進するためには、がんの病態、治療法に対する正しい理解の普及・啓発などが重要であるが、現在のがん検診受診率が低いことが示しているように、残念ながら、がんに対する正しい理解は十分とはいえない現状であり、正しい理解の普及・啓発は急務であるといえる。

本懇談会は、がんの病態、検診の重要性、がん登録、緩和ケア等に対する正しい理解の普及・啓発のための方策について検討するとともに、有効かつ確かな普及・啓発事業を実施する会議として、厚生労働省健康局長が開催するものである。

2 懇談会の名称

「がんに関する普及啓発懇談会」とする。

3 懇談会構成員

構成員については別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。

4 検討内容

- (1) がんに係る正しい理解の普及・啓発の検討
- (2) がんに係る普及・啓発事業の実施等

5 会議の開催について

会議は公開とする。

6 その他

- (1) 本懇談会の庶務は、健康局総務課がん対策推進室において行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議の上、定める。

がんに関する普及啓発懇談会メンバー表

氏名	所 属
天 野 慎 介	特定非営利活動法人グループ・ネクサス理事長
衛 藤 隆	東京大学大学院教育学研究科健康教育学教授
兼 坂 紀 治	社団法人日本広告業協会専務理事
塩 見 知 司	財団法人日本対がん協会理事・事務局長
関 谷 亜 矢 子	元日本テレビアナウンサー
永 江 美 保 子	アフラック営業教育部がん保険推進課長
中 川 恵 一	東京大学医学部附属病院准教授、緩和ケア診療部長
山 田 邦 子	タレント
若 尾 文 彦	国立がんセンターがん対策情報センター センター長補佐

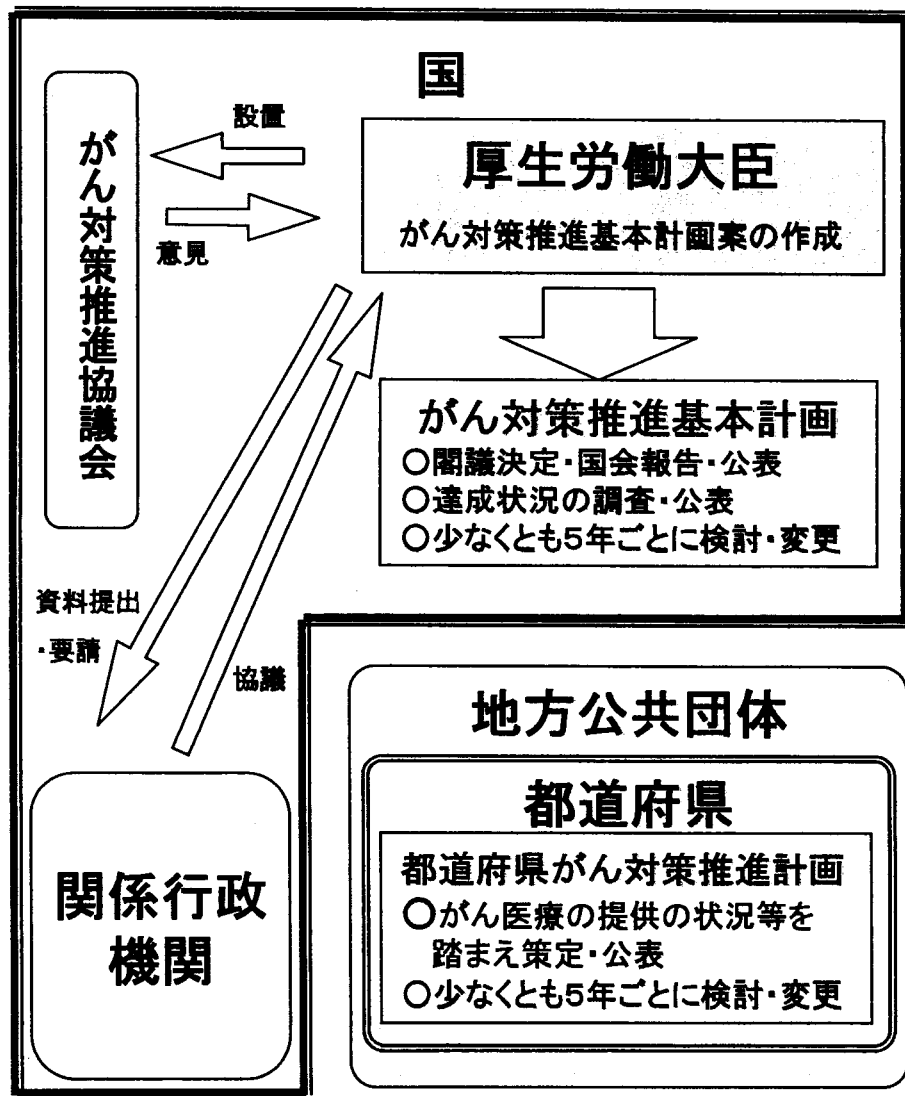
注)五十音順

がんに関する統計

項目	現 状	出 典
死 亡 数	<p>総数33万6,468人（全死因に対し30.4%）</p> <p>[男性 20万2,743人]（全死因に対し34.2%） [女性 13万3,725人]（全死因に対し25.9%） → <u>“日本人の3人に1人ががんで死亡”</u> ※ がんは加齢により発症リスク増 → 粗死亡数は増加傾向（高齢化の影響） → 但し、年齢調整率で比較するとほぼ横ばい ※ がんの内容（種類）が変化している</p>	人口動態統計 （平成19年）
罹 患 数	<p>58万9,293人</p> <p>[男性 33万9,650人] 多い部位：①胃、②大腸、③肺、④前立腺、⑤肝臓 [女性 24万9,643人] 多い部位：①大腸、②乳房、③胃、④子宮、⑤肺 ※ 男女とも、上位5部位のがんで、全がん患者の6割以上を占める</p>	地域がん登録 全国推計値 （平成14年）
生涯リスク	<p>男性49%、女性37%</p> <p>→ <u>“日本人男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんになる”</u></p>	国立がんセンターがん対策情報センターによる推計値 （平成13年）
受療・患者	<p>継続的な医療を受けている者は142万人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査日に入院中の者は14万4,900人 ・ 外来受診した者は14万100人 ・ 1日に28万5,000人が受療（全受療の3.3%） ・ 平均診療間隔は11.6日 	患者調査 （平成17年）
がん医療費	<p>2兆4,836億円</p> <p>※ 一般診療医療費全体の9.9%</p>	国民医療費 （平成18年）

がん対策基本法 (平成18年6月成立)

がん対策を総合的に策定・実施



基本的施策 (Basic Policies)

がんの予防及び早期発見の推進 (Promotion of Cancer Prevention and Early Detection)

- がんの予防の推進 (Promotion of cancer prevention)
- がん検診の質の向上等 (Improvement of the quality of cancer screening, etc.)

がん医療の均てん化の促進等 (Promotion of Equalization of Cancer Medical Services, etc.)

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成 (Cultivation of doctors and other medical staff with specialized knowledge and skills)
- 医療機関の整備等 (Improvement of medical institutions, etc.)
- がん患者の療養生活の質の維持向上 (Maintenance and improvement of the quality of life of cancer patients)
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等 (Improvement of the information collection and provision system for cancer medical services, etc.)

研究の推進等 (Promotion of Research, etc.)

がん対策基本法の概要

第1 総則

1 目的

- 我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、次に掲げる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

2 基本理念

- がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、研究等の成果を普及・活用し、発展させること。
- がん患者がその居住する地域にかかわらず、科学的知見に基づく適切ながん医療を受けることができるようにすること。
- がん患者が置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重して治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制を整備すること。

3 関係者の責務等

- 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等の責務等を定める。

第2 がん対策推進基本計画等

- 厚生労働大臣は、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴いて、「がん対策推進基本計画」の案を作成し、閣議の決定を求めること等とする。
- 厚生労働大臣は、関係行政機関の長に対し、がん対策推進基本計画の実施等について、必要な要請をすることができる。
- 都道府県は「都道府県がん対策推進計画」を策定する。

第3 基本的施策

1 がんの予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進、がん検診の質の向上、がん検診の推進のために必要な施策を講ずる。

2 がん医療の均てん化の促進

- がん専門医等の育成、拠点病院・連携協力体制の整備、がん患者の療養生活の質の維持向上、がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等のために必要な施策を講ずる。

3 がん研究の推進等

- がん研究の推進、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品・医療機器の早期承認に資する環境整備のために必要な施策を講ずる。

第4 がん対策推進協議会

- 厚生労働省に、がん対策推進基本計画の策定に係る審議会等として、がん対策推進協議会を置く。
- 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命し、委員数は20名以内とする。

第5 施行期日等

- この法律の施行期日は平成19年4月1日とする。
- がん対策推進協議会の設置等に関し、厚生労働省設置法を改正し、所要の規定整備を行う。

がん対策推進基本計画（平成19年6月閣議決定）

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法・化学療法の推進、
これらを専門的に行う医師等の育成

(2) 治療の初期段階からの
緩和ケアの実施

(3) がん登録の推進

全体目標【10年以内】

がんによる死亡者の減少
（75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少）

全てのがん患者及びその家族の
苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上

分野別施策及びその効果や達成率を計るための個別目標

1. がん医療

- ①放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成
②緩和ケア ③在宅医療 ④診療ガイドラインの作成 ⑤その他

- ☆ すべての拠点病院において、放射線療法及び外来化学療法を実施【5年以内】
- ☆ 全てのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得【10年以内（運用上5年以内）】

2. 医療機関の整備等

- ☆ すべての2次医療圏において、概ね1箇所程度拠点病院を設置【3年以内】
- ☆ 5大がんに関する地域連携クリティカルパスを整備【5年以内】

3. がん医療に関する相談支援及び情報提供

- ☆ すべての2次医療圏において、相談支援センターを概ね1箇所以上整備【3年以内】

4. がん登録

- ☆ 院内がん登録を実施している医療機関を増加

5. がんの予防

- ☆ 未成年者の喫煙率を0%とする【3年以内】

6. がんの早期発見

- ☆ がん検診の受診率について、50%以上とする【5年以内】

7. がん研究

- ☆ がん対策に資する研究をより一層推進

がん対策推進基本計画の概要

1 趣旨

- がん対策推進基本計画は、がん対策基本法第9条第1項に基づき策定するものであり、長期的視点に立ちつつ、平成19年度から平成23年度までの5年間を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県がん対策推進計画の基本となるものである。
- 今後は、基本計画に基づき、関係者等が一体となってがん対策に取り組み、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」の実現を目指すこととする。

2 基本方針

- 「がん患者を含めた国民」の視点に立ったがん対策の実施
- 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施

3 重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

放射線療法及び化学療法を専門的に行う医師を養成するとともに、当該医師と協力してがん治療を支えることができるがん治療に関する基盤的な知識や技能を有した医師を養成していくほか、こうしたがん診療を専門的に行う医師が、専門性を発揮できる環境整備を行う。

(2) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

がん患者の状況に応じ、身体的な苦痛だけでなく、精神心理的な苦痛に対する心のケア等を含めた全人的な緩和ケアの提供体制を整備するとともに、より質の高い緩和ケアを実施していくため、緩和ケアに関する専門的な知識や技能を有する医師や看護師等の医療従事者を育成していく。

(3) がん登録の推進

がんの罹患率及び生存率など、がん対策の企画立案と評価に際しての基礎となるデータを把握・提供するとともに、がん患者を含めた国民に対して科学的知見に基づく適切ながん医療を提供するため、がん登録を円滑に推進するための体制整備を行っていく。

4 全体目標【10年以内】

(1) がんによる死亡者の減少

目標値：がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少

→ 「がん医療」を中心としつつ、「がんの予防」及び「がんの早期発見」など、基本計画に定める分野別施策を総合的かつ計画的に推進することにより実現

(2) すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上

→ 治療の初期段階からの緩和ケアの実施はもとより、がん医療の更なる充実、がん医療に関する相談支援や情報提供等により実現

5 分野別施策及びその成果や達成度を計るための主な個別目標

(1) がん医療

① 放射線療法及び化学療法^の推進並びに医療従事者の育成

- すべての拠点病院において、放射線療法及び外来化学療法を実施【5年以内】
- 少なくとも都道府県拠点病院及び特定機能病院において、放射線療法部門及び化学療法部門を設置【5年以内】

② 緩和ケア

- すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得【10年以内（ただし、運用上は5年以内）】

③ 在宅医療

- がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数の増加

④ 診療ガイドラインの作成

- 科学的根拠に基づいて作成可能なすべてのがんの種類についての診療ガイドラインを作成するとともに、必要に応じて更新

(2) 医療機関の整備等

- 原則として全国すべての2次医療圏において、概ね1箇所程度拠点病院を整備【3年以内】
- すべての拠点病院において、5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）に関する地域連携クリティカルパス^(※)を整備【5年以内】
(※)地域内で各医療機関が共有する、各患者に対する治療開始から終了までの全体的な治療計画

(3) がん医療に関する相談支援及び情報提供

- 原則としてすべての2次医療圏において、相談支援センターを概ね1箇所程度整備【3年以内】
- すべての相談支援センターにおいて、がん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置【5年以内】

(4) がん登録

- 院内がん登録を実施している医療機関数を増加
- すべての拠点病院において、がん登録の実務を担う者が必要な研修を受講【5年以内】

(5) がんの予防

- すべての国民が喫煙の及ぼす健康影響について十分に認識する【3年以内】
- 未成年者の喫煙率を0%とする【3年以内】
- 禁煙支援プログラムの更なる普及をはかりつつ、喫煙を辞めたい人に対する禁煙支援【3年以内】

(6) がんの早期発見

- がん検診の受診率について、50%以上とする【5年以内】

(7) がん研究

- がん対策に資する研究をより一層推進

6 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1) 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化
- (2) 都道府県による都道府県計画の策定
- (3) 関係者等の意見の把握
- (4) がん患者を含めた国民等の努力
- (5) 必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化 等

平成21年度概算要求額 262億円 (20年度予算 236億円)

基本的な考え方

○ 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」の個別目標の進捗状況を、質・量の両面から把握・評価しつつ、総合的かつ計画的に対策を推進。

1. 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

63億円(54億円)

- | | |
|--|---|
| (1) がん専門医等がん医療専門スタッフの育成
・がん医療専門スタッフの研修
・専門医師の育成体制の構築 | 8.2億円(3.1億円)
5.1億円(0億円) 新規 |
| (2) がん診療連携拠点病院の機能強化
・拠点病院の単価の増加 がん登録実務者 1人→2人 | 54億円(31億円) 拡充 |
| (3) 国際共同治験及び新薬の早期承認等の推進 | |

2. 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

6.1億円(6.5億円)

- | | |
|--|---------------|
| (1) 緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進
・インターネットを活用した専門医の育成
・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修
・緩和ケアに資する技術研修による医療従事者の育成
・医療用麻薬の適正使用の推進 | 4.7億円(4.5億円) |
| (2) 在宅緩和ケア対策の推進
・在宅緩和ケア対策の推進
・在宅ターミナルケア研修等の実施 | 1.3億円(2億円) |

3. がん登録の推進

32百万円(32百万円)

- ・院内がん登録の推進
- ・がん登録の実施に関する調査・精度管理、指導の実施

4. がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

90億円(83億円)

- | | |
|---|---|
| (1) がん予防・早期発見の推進
①がん予防の推進と普及啓発
・普及啓発の推進
・肝炎等克服緊急対策研究
②がんの早期発見と質の高いがん検診の普及
・企業等との連携によるがん検診の受診促進
・女性の健康対策支援
・乳がん用マンモコイル緊急整備事 | 54億円(44億円)
3.7億円(0億円) 新規
1.5億円(0億円) 新規 |
| (2) がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備
・がん対策情報センターによる情報提供及び支援事業の充実 | 19億円(18億円)
18億円(17億円) 新規 拡充 |
| (3) がん医療水準均てん化の促進
・都道府県がん対策推進計画の策定に伴い、新たに実施する地域の特性を踏まえた事業に対する支援 | 17億円(22億円) |

5. がんに関する研究の推進

103億円(91億円)

○ がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究をより一層推進

- | | |
|----------------------------|--|
| ・早期承認に向けた治験データにおける民族的要因の解明 | 4.3億円(0億円) 新規 |
|----------------------------|--|

がん検診に関連する平成21年度概算要求について

平成20年度
18.3億円 → 平成21年度
20.2億円

(平成20年度限りの予算4.5億円)

⑧ 女性の健康支援対策事業

- 1 21年度要求額
- 2 事業
女性の健康づくりに資する目的として、都道府県が地域の実情に応じて実施する予防施策に対する支援
- 3 補助先 都道府県
- 4 補助率 都道府県：10/10

平成21年度
約1.5億円

⑨ 都道府県がん検診受診率向上対策事業

- 1 21年度要求額
- 2 事業
顧客対応の窓口等、受診対象者に接する機会を持つ企業と都道府県が連携して試行的に受診促進活動を実施する。
- 3 補助先 都道府県
- 4 補助率 都道府県：10/10

平成21年度
約1.8億円

⑩ がん検診受診率向上企業連携推進事業

- 1 21年度要求額
- 2 事業
企業におけるがん検診の受診率の向上を誘発するため、より効果的に働きかける方法などを企画立案する実施本部を設置し、企業に対して当該事業への参画を促すとともに、その事業評価や優良企業の活動状況の公開等を行う。
- 3 実施主体 国（国立がんセンター）

平成21年度
約0.9億円

⑪ がん検診向上指導事業

- 1 21年度要求額
- 2 事業
かかりつけ医の勧めによってがん検診を受診したという傾向があり、受診促進効果が大きいことから、効果的な受診勧奨を行うための技術指導を行う。
- 3 実施主体 国（国立がんセンター）

平成21年度
約1.1億円

⑨ エリア集中型がん検診受診促進モデル事業

平成21年度
1億円

- 1 21年度要求額
- 2 事業
特に住民が集中するエリア（地域・場所・施設等）において、がん検診の受診促進につながる事業を実施
- 3 補助先 政令指定都市等
- 4 補助率 政令指定都市等：10/10

マンモグラフィ検診従事者研修事業

平成20年度 平成21年度

約1.6億円 → 約1.6億円

- 1 21年度要求額
- 2 事業
マンモグラフィによる乳がん検診に従事する読影医師及び撮影技師に対し十分な知識・経験を修得させる上級研修を実施
- 3 補助先 都道府県、公益法人、NPO法人
- 4 補助率 都道府県等：1/2

マンモグラフィ検診精度向上事業

平成20年度 平成21年度

約3.5億円 → 約3.5億円

- 1 21年度要求額
- 2 事業
マンモグラフィによる乳がん検診の診断支援のため、デジタル式マンモグラフィを導入している検診機関等がコンピュータ診断支援システム（CAD）を購入する費用の一部を補助
- 3 補助先 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が適当と認める者
- 4 補助率 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が適当と認める者：1/2

乳がん用マンモコイル緊急整備事業

平成20年度 平成21年度

約8.7億円 → 約8.7億円

- 1 21年度要求額
- 2 事業
検診後の精密検査における診断精度の向上を図るため、がん診療連携拠点病院がマンモコイルを購入する費用の一部を補助
- 3 補助先 がん診療連携拠点病院
- 4 補助率 がん診療連携拠点病院：1/2

※ このほか、がん対策推進特別事業（13.3億円（緩和ケア研修部分を除く））においても、がん検診に関連する事業の補助が可能となっている。